

労働基準関係法令違反に係る公表事案

茨城労働局

最終更新日: 令和7年10月2日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
小山レミコン(株)	栃木県小山市	R6.11.11	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第151条の7第1項	運転中のコンクリートミキサー車に接触するおそれがあるのに、労働者を立ち入らせ、危険を防止するための必要な措置を講じなかったもの。	R6.11.11送検
村尾創造教育研究所	茨城県笠間市	R6.11.11	最低賃金法第4条	労働者1名に対し、2か月分の賃金約52万円を支払わなかったもの。	R6.11.11送検
株式会社マツミ・ジャパン	茨城県筑西市	R6.11.15	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第107条第1項	ベルトコンベヤーの掃除又は調整の作業を行わせるにあたり、機械の運転を停止させなかったもの。	R6.11.15送検
(有)エヌ・シー・アイ	茨城県古河市	R7.2.6	最低賃金法第4条	労働者3名に対し、1か月分の賃金約90万円を支払わなかったもの。	R7.2.6送検
(有)ペット医学機構	茨城県牛久市	R7.3.7	最低賃金法第4条	労働者4名に対し、1か月分の賃金約80万円を支払わなかったもの。	R7.3.7送検
(株)サテック	栃木県宇都宮市	R7.3.10	労働安全衛生法第100条第1項 労働安全衛生規則第97条第1項	労働者が労働災害により負傷し、4日以上休業したにもかかわらず、被災者所属会社の代表取締役と上位請負会社の取締役が共謀の上、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの。	R7.3.10送検
(有)松島組	栃木県小山市	R7.3.11	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第158条第1項	資材置場において、運転中のドラグショベルに接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたもの。	R7.3.11送検
ACA Next(株) 筑波大学 附属病院	東京都港区	R7.5.8	労働基準法第36条	労働者2名に対し、1か月当たり100時間以上又は複数月の1か月当たり平均時間が80時間を超える違法な時間外及び休日労働を行わせたもの。	R7.5.8送検
(株)共伸	群馬県伊勢崎市	R7.6.4	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの。	R7.6.4送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
個人事業主	茨城県石岡市	R7.6.9	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	労働者を雇い入れた際、機体重量3トン未満のドラグ・ショベルの運転について特別教育を行っていなかったもの。	R7.6.9送検
(株)Innovation System	東京都江戸川区	R7.7.2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条	高さ約7メートルのスレート及びFRP製でふかれた屋根の上で踏み抜き防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.7.2送検
凱翔プラスチック加工(株)	茨城県常総市	R7.7.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	スクリューコンベヤーの回転軸に覆い等を設けていなかったもの。	R7.7.7送検
(株)大滝	茨城県常総市	R7.7.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの。	R7.7.7送検
(株)菊翔	茨城県猿島郡五霞町	R7.9.1	労働基準法第32条	時間外・休日労働に関する協定の上限を超えて時間外労働を行わせていたもの。	R7.9.1送検
TST貿易(株)	茨城県坂東市	R7.9.24	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生施行令第20条	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務について資格を有していない労働者を作業に就かせたもの。	R7.9.24送検